

所定疾患施設療養費算定について

介護老人保健施設において、入所者により適切な医療を提供する観点から、肺炎や尿路感染症等により治療を必要とする入所者に施設で治療管理などの対応をすることを評価する加算です。

当施設では、所定疾患施設療養費（I）を算定しておりますので、算定の実施状況を公表いたします。

○算定要件

- ① 所定疾患施設療養費（I）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の増悪
- ④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ⑤ 慢性心不全の増悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服薬を調整するのみの場合では算定できないこと。
- ⑥ 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
- ⑦ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算状況を報告すること。

○疾患別の主な治療内容

肺炎	血中濃度の測定、酸素吸入、抗生剤の点滴注射、内服など
尿路感染症	尿検査、抗生剤の点滴注射、内服など
带状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射など
蜂窩織炎	抗菌薬の点滴注射、抗菌薬の内服など
慢性心不全の増悪	酸素吸入、抗生剤の点滴、内服など

○算定状況： 介護老人保健施設ルーエハイム

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

4月： 尿路感染症 1件
蜂窩織炎 1件

5月： 尿路感染症 4件
蜂窩織炎 1件

6月： 尿路感染症 3件

7月： 尿路感染症 6件

8月： 尿路感染症 3件

9月： 尿路感染症 1件

10月： 尿路感染症 2件

11月： 尿路感染症 2件

12月： 尿路感染症 2件

1月： 尿路感染症 1件

2月： 尿路感染症 1件

3月： 0件